

確定申告のお知らせ

《詳細》室蘭税務署 ☎22-4151
市・市税課 ☎25-2294

スマートフォンとマイナンバーカードを使って申告しましょう

確定申告会場は大変混み合います。スマートフォンやパソコンで、自宅などから申告できるe-Taxをご利用ください。

START!

マイナンバーカードを持っている

はい

いいえ

マイナンバーカードをスマートフォンやパソコンとICカードリーダーで読み取ることができる

いいえ

混み合う申告会場へ行かずに自宅でスマートフォンやパソコンから申告したい

はい

はい

いいえ

e-Taxマイナンバーカード方式で申告
①スマートフォン申告
②パソコン申告



国税庁ホームページの確定申告等作成コーナーで申請書を作成・印刷し郵送する



事前に確定申告書を記載の上、申告会場へ

申告会場の開設（土・日曜日、祝日を除く）

※期限間際の混雑緩和のため、早めの来場をお願いします。

○室蘭税務署

所得税の確定申告

2月16日(金)～3月15日(金) 9:00～16:00

※入場には入場整理券が必要です。国税庁LINE公式アカウントで事前発行するか、会場で当日配付を受けてください（配付数に限りがあります）。



○市・市税課（広域センタービル）

市・道民税申告 所得税還付申告

1月16日(火)～3月15日(金)

所得税の確定申告

2月16日(金)～3月15日(金)

確定申告をする際は

医療費控除は明細書の添付が必要です

医療費控除の明細書は、自身で作成してからお越しく下さい。明細書がない場合は、申告を受け付けられません。また、医療費の領収書は自宅で5年間保存し、税務署から求められたときには提示や提出しなければなりません。

《詳細》室蘭税務署 ☎22-4151

確定申告には利用者識別番号が必要です

利用者識別番号を持っている人は、税務署からの確定申告のお知らせのはがきや封書など、番号が分かる物を持参してください。番号を持っていない人は、受付時に番号取得の手続きを行います。右の二次元コードから取得することもできます。



確定申告で障害者控除を受けられる場合があります

65歳以上の要介護認定を受けている人で、一定の基準を満たしていれば、障害者手帳を持っていなくても、障害者控除の対象になる場合があります。

《詳細》市・市税課 ☎25-2294

令和5年分の法定調書の提出は1月31日(水)まで

「給与所得の源泉徴収票等の法定調書」
「給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表」



税務署に提出

（前々年に提出した法定調書が100枚以上の場合は、e-Taxで要提出）
《詳細》室蘭税務署 ☎22-4151

「給与支払報告書（個人別明細書・総括表）」
「退職所得の特別徴収票」



受給者の住所地の市区町村に提出

（eLTaxによる提出も可）
《詳細》市・市税課 ☎25-2706

室蘭市の情報を随時配信しています。



人のうごき（令和5年11月末）

人口 76,676 (-164)
世帯 43,625 (-80)
() は前月比